

令和 8 年度富士宮市総合防災訓練実施計画

1 目 的

大規模地震の発生を想定した総合防災訓練を実施することにより、市の災害対策本部機能を強化し、防災関係機関と連携した地域の救援体制を整備するとともに、自主防災組織と消防団等の協働による地域防災力の向上を図る。

2 重点項目

(1) 市の災害対策本部機能の強化

収集した情報の処理・伝達、対策の指示、関係機関への応援要請・調整等、初動期の災害応急対策を実践し、手順の検証、課題の抽出等によって、災害対策本部運営の改善を図る。

(2) 自主防災組織と消防団等の協働による地域防災力の向上

自主防災組織と消防団・事業所・学校・病院・ボランティア等の協働による避難訓練、救出・救助訓練、負傷者のトリアージ訓練等を実施することにより、「自助」、「共助」による地域防災力の向上を図る。

3 訓練の構成

(1) 富士宮市総合防災訓練（本部運営訓練）

ア 日時：9月1日（火） 午前8時30分から正午まで

イ 参加機関：

- ・ 国（国土交通省・自衛隊）
- ・ 県（警察）
- ・ 災害時応援協定締結団体
- ・ ライフライン機関
- ・ 市、市消防本部、市消防団

ウ 内容：

- ・ 災害状況の情報収集及び災害応急対策の実施
- ・ 災害対策本部会議の開催
- ・ 関係機関との情報伝達、対策調整の実施
- ・ 被害状況、災害対策の広報資料作成

(2) 自主防災組織等主体の訓練

ア 日程：8月30日（日）

※ 地域の都合により、訓練日時の変更有り。

イ 内容：

市又は自主防災組織及び学校等が定める計画により、別紙「令和8年度富士宮市総合防災訓練 訓練事例一覧」を参考にして、担当業務や地域特性に合った効果的な防災訓練を計画し、実施する。

4 訓練の想定

(1) 富士宮市総合防災訓練（本部運営訓練）

9月1日（火）午前6時30分に四国沖でM8.5の地震が発生し、市内で震度3を観測、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される。続いて、午前9時30分に、駿河湾沖でM8.7の大規模地震が発生し、市内で最大震度6強を観測、市内全域で甚大な被害が発生したことを想定する。

(2) 自主防災組織等主体の訓練

8月30日（日）午前8時30分に駿河トラフから南海トラフにかけて、M8.7の大規模地震が発生し、市内では最大震度6強を観測する。

※ 被害の規模は、「静岡県第4次地震被害想定結果」に準拠する。

5 訓練内容等（本部運営訓練）

「令和8年度富士宮市総合防災訓練（本部運営訓練）実施要領(案)」による。

6 広 報

市民に対し、報道機関等への情報提供、広報紙「広報ふじのみや」、市ホームページ等を活用して、「自助」「共助」における総合防災訓練について広報し、市民の防災意識の高揚を図る。

7 中止対応

市内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民の安全確保を最優先して適切な状況判断により対応することとするが、原則は次による。（各訓練日の前日の正午時点で判断する。）

なお、訓練を中止、又は変更をする必要が生じた場合は、同報無線・職員参集システム（職員のみ）等で周知徹底を図る。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合
- (2) 市内に震度4以上の地震が発生した場合
- (3) 気象警報及び特別警報が発表された場合
- (4) 富士山の火山活動に異常が認められた場合
- (5) その他、中止することが必要と判断される事象が生じた場合

令和 8 年度富士宮市総合防災訓練に係る連絡事項・注意事項等

【令和 8 年度富士宮市総合防災訓練（自主防災会）実施計画シナリオ】

日時：令和 8 年 8 月 30 日（日）

時刻	内容	被害想定等	備考
8:30	地震発生	市内で最大震度 6 強を観測	同報無線あり (サイレンなし)
〃	訓練開始 ・各地区で計画した訓練内容を実施	大規模地震のため、市内で家屋の倒壊、道路の損壊、橋梁の落下等の被害あり。 負傷者も多数。 ライフライン全般が途絶えている状況。	
12:00	訓練終了		同報無線あり (市長講評)

【市の備蓄食料の配布について】

令和 8 年度富士宮市総合防災訓練の実施に当たり、市で備蓄している食料（アルファ化米）を自主防災会に配布いたします。

○申込方法：配布を希望する場合は、「令和 8 年度富士宮市総合防災訓練 計画書」に希望数をご記入ください。

○配布方法：配布時期については、計画書に記載の代表者様宛に危機管理局から順次ご連絡いたします。

連絡が来てから、危機管理局に受け取りに来ていただきますようお願いいたします。

〔注意事項〕

・配布する食料は、賞味期限が間近なものとなりますので、予めご了承ください。

※今回配布するものは、賞味期限が「令和 9 年 4 月」までのものです。

・味の指定はできませんのでご了承ください。

【訓練等における男女の役割について】

自主防災活動には、女性の視点を取り入れることも重要です。可能な限り、計画の段階から女性の意見を取り入れたり、役割に女性を登用するなどの工夫をお願いします。各地区の防災訓練におきましては、男女問わず参画できるような訓練の実施についてご協力をお願いします。

【富士宮市総合防災訓練に関する児童・生徒等の受入体制について】

令和８年度富士宮市総合防災訓練の実施に当たり、小・中学生及び高校生等が自主防災会の行う訓練に参加できるようにするため、自主防災会は受入体制についての配慮をお願いいたします。

１ 小・中学生及び高校生が参加しやすい訓練を計画

「令和８年度富士宮市総合防災訓練 訓練事例一覧」を参考として、小・中学生及び高校生等が参加しやすい訓練計画を策定する。

２ 世帯台帳による児童・生徒等の把握

自主防災会は、学校の協力をいただき、あらかじめ訓練参加の対象児童・生徒等を把握し、事前に児童・生徒等の参加を呼び掛ける。

３ その他自主防災会が留意すること

- (1) 自主防災会として小・中学生及び高校生等の受け入れの役割と広報。
- (2) 訓練項目について、児童・生徒等が実践できるような訓練の進行に配慮する。
- (3) 初期消火訓練のうち、可搬ポンプのホースの取り扱いや消火器の取り扱いなどについては、児童・生徒等がケガ等をしないよう介助者を配置するなど安全管理に配慮する。
- (4) 各訓練項目には、児童・生徒等が技術を体得しやすいよう、指導責任者を配置する。
- (5) 訓練の実施に先立って、地域の自主防災活動における各訓練項目の意義、必要性を生徒に対して説明する。

４ 訓練中の負傷等の補償に関すること

児童・生徒等が訓練の実施によってケガ等の事故を起こさないよう、各自主防災会は児童・生徒等に対して、訓練行動は落ち着いて無理をしないように、事前に注意し、指導の徹底を図るものとする。

万が一、児童・生徒等がケガ等をした場合は、市民活動災害補償制度によりそれぞれ救済されますので、危機管理局までご連絡ください。

【富士宮市防災指導員について】

市では、自主防災組織等へのきめ細やかな助言や、情報提供等をとおして市民の防災意識の高揚を図り、地域防災力を強化するため、富士宮市防災指導員を配置しています。防災訓練時の講話や助言指導など、内容により派遣可能ですので、防災指導員の派遣を希望する場合は、お早めに危機管理局までご連絡ください。

【可搬ポンプ使用に関する注意事項】

〔運用上の注意〕

1 燃料及びオイルの補給（２サイクルの場合）に気を付けてください。

- ・ガソリンは３ヶ月に１回使い切るか交換してください。
- ・燃料コックカップに水やゴミが溜まっていたら清掃してください。
- ・２サイクルの場合は、オイルの補給を忘れずにしてください。（分離給油方式）

2 使用後は、必ず燃料コックを閉めてください。

- ・開いたまま移動すると、燃料が漏れることがあります。
- ・同時にキャブレターのフロート室の燃料を抜いてください。
- ・フロート室に燃料が残っていると、燃料の劣化につながり、始動不良の原因になることがあります。

3 放水運転後、排水を心掛けてください。

- ・排水が不十分ですと、凍結による破損や腐食の恐れがあります。
- ・泥水等を使用した場合は、清水を通水しポンプ内を清掃してください。そのとき、真空ポンプも作動させてください。

4 月に１度、５～１０分程度の放水運転を高速で行ってください。

- ・シリンダー及びマフラー内のタール除去のため、白煙が薄くなるまで運転してください。

〔運転上の注意〕

1 暖気運転直後の再始動は、スロットルを低速の位置で行ってください。

（オートチョーク付キャブレターの場合に限る）

- ・エンジンが温まった場合、オートチョークの作動により、燃料過多になり始動できなくなる恐れがあります。１０分以上停止後は初回始動と同様に始動させてください。

2 空運転の繰り返しや長時間（１～２分）の空運転はしないでください。

- ・燃料過多になり、再始動不良の恐れがあります。この場合、燃料コックを一旦閉じて始動操作をし、始動燃料コックを開けてください。（多くの可搬式ポンプは、揚水した水でエンジンを冷やす仕組みになっています。）

3 真空ポンプの作動は３０秒以内としてください。

- ・真空ポンプ焼きつき防止のため。

【防火水槽・消火栓を使用する場合の注意事項】

使用の際は、適切な使用及び使用後の片づけ等に御協力をお願いします。

1 使用水量は、必要最少限にとどめてください。

2 防火水槽は、使用后必ず満水にしておいてください。

3 防火水槽を使用する場合は、「富士宮市総合防災訓練計画書」に、使用する防火水槽・消火栓の場所等を記入してください。

【その他注意項目】

○総合防災訓練（8 月最終日曜日）と地域防災訓練（12 月第 1 日曜日）を含む前後 1 週間は、訓練等業務が集中する時期であることから、出前講座等による危機管理局職員の派遣はできません。

これらの時期に出前講座を希望される場合などは、実施時期をずらすなどの対応をお願いするとともに、早めに危機管理局までご連絡をお願いします。